

児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給者の方へ

8月は「児童扶養手当現況届
特別児童扶養手当所得状況届」
の提出の月です。

「児童扶養手当現況届」は、

児童の養育状況
生計維持方法
前年の所得
公的年金の受給状況
などを確認するため、

「特別児童扶養手当所得状況届」は、

前年の所得などを確認するため、
毎年8月に提出することになっています。
この届を提出されない場合、8月以降の手
当が受けられなくなります。届出が必要な方
には、関係書類をお送りしますので、

「児童扶養手当現況届」は、

↓福祉事務所（岩美すこやかセンター内）

「特別児童扶養手当所得状況届」は、

↓福祉課（岩美すこやかセンター内）

で手続きをお願いします。

なお、支給停止になっている方も届出が義
務づけられています。

手続きに必要なもの

児童扶養手当

- ① 現況届用紙
- ② 現在お持ちの証書
（支給停止者は除く）
- ③ 所得課税証明書
（※平成24年1月1日に岩美町に住
民登録がなかった方のみ）
- ④ 手続きに使用している印鑑
- ⑤ その他（必要な方には書類が同封し
てあります。）

特別児童扶養手当

- ① 所得状況届用紙
- ② 現在お持ちの証書
（支給停止者は除く）
- ③ 所得課税証明書
（※平成24年1月1日に岩美町に住
民登録がなかった方のみ）
- ④ 手続きに使用している印鑑

※今回の手続きにおいては、所得税法の改正に
伴う年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の範囲
変更による、手当額への影響が生じないよう取
り扱います。

問い合わせ先

福祉事務所

☎73-1339

福祉課

地域福祉係

☎73-1333

岩美町個人情報 保護制度の

運用状況報告

請求件数は3件です。

岩美町個人情報保護条例の、保
有個人情報の開示・訂正・利用停
止の請求及び不服申立ての請求件
数を公表する旨の定めにより、標
記件数を公表します。

平成23年8月から平成24年7月
までの請求件数は次のとおりで
す。

開示請求	3件
訂正請求	0件
利用停止請求	0件
不服申立て	0件

